

Title	七月王制成立當初の政情
Sub Title	
Author	恒松, 安夫(Tsunematsu, Yasuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.4 (1933. 12) ,p.19(599)- 41(621)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19331200-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

七月王制成立當初の政情

恒 松 安 夫

一八三〇年の革命は共和主義者自由主義者によつて惹起されたものではあつたが、その結果は共和主義者にも自由主義者にも共に失望を與へ、獨りブルジョアジーが勝利を謳歌するに過ぎなかつた。元來ルイ・フィリップの登極は、これを憲法上より見るに、根據の甚だ薄弱なるものがあつた。彼を王位に推戴したものは單に代議院のみであつて、而もこの代議院は法律上既に解散せられて居た。その上、代議院は國王を選定する權能を何等有しなかつた。議員總數四百三十九名中、投票に参加したのは僅かに二百五十二名であつて、その中賛成者は二百十九名で反對者は三十三名であつた。他方貴族院も同時にこの問題を取扱つたには取扱つたが、それが違法であることを明かにして何等爲すところがなかつた。更に新國王の推戴は人民の同意も選舉人の賛成も求められなかつた。要するにルイ・フィリップは二百十九名の代議院議員によつて王位に就いたもので、何等の法律的根據を有せざる僭王であつた。法律的には右の如くであるが、更にルイ・フィリップ個人の行爲に見るも、彼を僭王と見做すに足る

理由を充分に發見し得るのである。彼はシャルル十世を詐き、代議院を偽り、正統に屬するボルドー侯を押し退けて王位を獲得したのであつた。

代議院は、ルイ・フィリップを推戴するに先立つて、一八三〇年八月七日改正憲法を採用した。この改正憲法は一八一四年に制定されたものの中で、過去十五年間屢々困難を惹起する原因となつた條項に修正を加へたものであつた。その主要なるものを擧ぐれば、先づ第一に國王の神權を明記せる第十四條を修正して、國王は國民の意志に基いて即位すとの意を附加し、且つ「國王は法律の施行に必要な命令を發布すれども、法律を停止し、その施行を妨ぐる權能を有せず」との意をも加へた。次に從來法律の發議權は王國のみに屬してゐたのを改めて兩院によつて享有せらるべきこととし、貴族院の議事も代議院同様公開せらるゝことゝなした。更にまた代議院は同院議長を自ら選舉することとし、被選舉資格の年齢を三十歳より二十五歳に低下し、二重投票權を廢止することとした。從來加特力教を以つて國教と定めたる條項を改正して單に加特力教は「フランス人民大多數の奉ずる宗教なり」とした。最後に第六十七章に於てフランスの國旗を制定し、ブルボン家の白旗を廢して、革命の三色旗を採用した。

一八三〇年の改訂憲法は一八三一年に制定せられたる種々の補足的な法律によつて更に一層自由主義の色彩を強めた。即ち一八三一年三月二十一日の市町村制によつて市町村の名士並に多額納稅者に市町村參事會の選舉權を與へ、同月二十二日の國民軍法によつて國民軍の士官並に下士の選舉を國民軍自身に

委ね、四月十九日の選舉法によつて代議院議員の選舉資格の納稅額三百フランより二百フランに改めて、^(註一)有權者の數を増加し、同時に被選舉資格の納稅額をも低下し、千フランを五百フランに改めて、立候補の範圍を擴大し、最後に十二月二十九日の貴族院法は貴族が世襲的に議員となる特權を廢止し、高官、將官、大都市の市長等のみならず、有力なる實業家や商人にも議席を占むることを許した。

改訂憲法とその補足的法律とは一八一四年の憲法に比して著るしく進歩的ではあつたが、而もそれが最後の眞理と考へられ、選舉權の如きも依然として富裕者にのみ限られたるが如き制度を以つて絶對的と信せられたのは甚だ失敗であつた。ルイ十八世の如く合法的世襲君主でもなかつた、ルイ・フィリップがナポレオンの如く人民投票によつて支持を求めやうとしなかつたのは彼の王位を永續せしめざる原因となつた。^(註二)然し、云ふ迄もなく、それは獨りルイ・フィリップのみに責任を歸すべきでない。否寧ろ彼を擁して王位に就かしめたる自由主義者等がより大なる責任を負ふべきである。彼等は頑強に普通選舉に反對した。それは彼等が民衆を信賴せず、彼等に對して恐怖を抱いてゐたがためであると觀られる。彼等自由主義者は中産階級は民衆よりも保守的であり従つて信賴するに足るものと考へた。事實革命運動に於ける民衆の暴力行爲は彼等をして民衆に對する不信を抱かしむるに充分なるものがあつた。彼等は國民を投票を行ふ積極的市民と、境遇の故に投票を行ふ價値を有せざる消極的市民とに區別して考へた。この考は恰もロベスピエールが日傭取の農夫の如き使用人に對して投票權を與へなかつたと同一の

考へである。^(註三)

ルイ・フィリップを推戴したものはラファイエットを頭とする自由主義共和主義者であつたが、その共和主義者は幾許もなくしてルイ・フィリップに反対しなければならなくなつた。かくなるのは寧ろ當然であつて、ルイ・フィリップを過信した彼等の態度は餘りに輕卒であつた。革命當初ラファイエットはアメリカ人の友人に書き送つた書中に、「共和主義の君主を有するといふ條件の下に……共和主義者は概して穩和王黨と提携することを好んだ」と述べた。^(註四)この共和主義の君主といふ觀念は甚だ矛盾した響を持ち、また事實矛盾したればこそ幾許ならずして彼等は失望したのであつたが、ラファイエットの意味したるものは、恐らく慎み深い有限君主政體であつて、その共和政體と異るところは、大統領の代りに世襲の君主が行政權を有するものであつたらしい。

これに反して正統王黨 *Legitimists* は最初からルイ・フィリップに絶對反對の態度を採つた。殊に一部のレヂティミストは篡奪者を君主に持つよりも寧ろ共和政體の方が好ましいとまで言ひ、シャトーブリヤンの如きも新政體は彼に何等の興味を喚起しないと宣言した。シャルル十世黨 *Carlistes* は共和派とは絶對に相容れないものであつたが、その一部には先づ共和政體を樹立したならばやがて混亂を惹起するに至り、その虚に乗じてアンリー五世を即位せしむる機會が到來するであらうとの考へから、寧ろ共和政體を希望する者があつた。^(註五)

ルイ・フィリップは此等の状態を洞察して善處することよりも、己の野心に逸つて却つて失敗した。彼がオテル・ド・ヴィルに於てラファイエット將軍に對してなしたる誓約をいつまでも心に留めてゐたならば共和派の反對は起らなかつた筈である。

一八三〇年八月十一日内閣各員が任命された。その顔觸は次の如くである。内閣議長兼文部大臣ブローイ侯 *Le duc de Broglie*。司法大臣デュボン *Dupont de l'Éure*。陸軍大臣シエラル將軍 *Le général Gérard*。外務大臣モレ伯爵 *Le comte Molé*。海軍大臣セバスティアニ伯爵 *Le comte S. bastiani*。内務大臣ギゾー *Guizot*。大藏大臣ルイ男爵 *Le baron Louis*。此等の他にチャック・ラフィット *Jacques Lafitte*、カジミル・ペリエ *Casimier Périer*、年長のデュバン *Dupin aîné*、カニモン男爵 *Le baron Bignon* 等が無任所大臣に任命された。新内閣は超黨派的聯立内閣であつた。就中奇異なる對照を示したものはブローイ、カジミル・ペリエ、ギゾーの如き熱心なる王權の擁護者がデュボンの如き革命の老兵と伍し、更にまた彼等がラフィット、デュボン・ド・ルウル等と共に同一の内閣に列したことである。(註六)然しそれは結果から見てのことであつて、當時は未だ孰れも、黨派を異にすると雖も、ルイ・フィリップの頭初の自由主義的態度(假令表面的ではあつたとしても)と略同一程度の自由思想を抱いてゐた。而してこの内閣の特色の一つはブルジョアシーの勢力が強かつたことである。即ち閣員の大部分はブルジョアシーに屬し、就中、ラフィットはペーヨンヌの貧しき大工の息子であつたが、銀行家として成功し「銀行家

の王にして國王の銀行家」と云はるゝ迄になつた人物であり、カジミル・ペリエはフランス銀行創立者の一人を父とし、彼自身も巴里の有力な銀行家であつた。またギゾーは人も知る如く歴史家にして、その著 *Histoire de la Révolution* は名著である。かくの如くこの内閣は、ブールジョアジーの階級的勢力を代表し、自由思想に於て一脈相通するものがあつたけれども、閣員個々に就いて見れば、著るしく傾向を異にする要素を以つて構成されてゐた。云はば共通の戦、共通の危険に際會して結合したものであつて、この共通目的が達成せらるゝに及んで、反對的傾向が自然に擡頭するに至つたことは當然である。

先づ第一に、ルイ・フィリップに失望を感じたのは共和黨とボナパルト黨とであつた。ルイ・フィリップが彼等の失望を購つた第一の原因は外交政策であつた。彼は復古期の平和政策を踏襲し、強硬政策を採用することによつて對佛同盟が再び結成され、シヨーモン條約が強化されることを怖れた。然るに、一八三〇年の革命が掲げた三色旗は大革命の精神即ち自然の境界、人民の自由、報復、國威の發揚等を表徴するものであつた。^(註七) 共和黨は一八一五年に一度拋棄された強硬外交政策が一八三〇年の革命によつて復活されることを期待した。然るにその期待は美事に裏切られた。また、ボナパルト黨の夢想する大ナポレオンの赫々たる國威の發揚は期すべくもなかつた。加之、ルイ・フィリップを支持すべきオルレアニストの内部にも亦意見の對立を見るやうになり、自由派 *Mouvement* と保守派 *Régistance* とに分

裂した。(註)

新王ルイ・フィリップは即位早々種々困難なる問題に遭遇した。先づ最初の事件はシャルル十世の大臣の告發事件であつた。代議院は、七月革命後廢止せられた法規に署名した大臣を貴族院に起訴することを決議し(一八三〇年九月)、ポリニヤク Polignac、ペイロンネ Peyronnet、シャントローズ Chantelauze、ゲルノンランヴィル Guernon-Ranville の四名が國民軍によつて逮捕され、ヴァンサンヌの城に幽閉された。ヴァンサンヌは巴里の近郊にあるが、當時に在つては熱狂せる巴里市民が容易に赴くことの出来ない位置にあつた。貴族院に於ける裁判は十二月十五日に開始され、この日は早朝より法廷の所在地たるリュクサンブールに巴里の市民が大舉して押し寄せ、貴族院の周圍は國民衛兵によつて嚴戒された。裁判は二十一日まで續行され、結局被告四名は叛逆罪により終身徵役を宣告された。元來この事は代議院内の共和黨の急進分子の策動に出でたるものであつて、彼等は巴里の民衆を煽動して、終に之の四大臣の逮捕を見るに至つたのである。煽動家等は被告の死刑を主張してゐたため、貴族院の判決に憤慨し、民衆またこれに和して將に一騒動起らんとする形勢に立ち至つたが、ゴドフロア・カヴェイナック Godofroy Cavaignac と共に數個大隊の國民衛兵の寧ろ暴虐なる彈壓によつて事なきを得た。

第二の問題はベルギーの獨立であつた。ベルギーは一八三〇年八月と九月にオランダ王に對して獨立運動を起した。この獨立運動は新教徒の支配に對する舊教徒の長年の反感が根底をなしてゐたと云へ、

フランスの七月革命に刺戟されるところが大であつたことも事實である。フランスの共和主義者はこの獨立運動を援助することが彼等の使命であると考へたにも拘らず、ルイ・フィリップは歐羅巴諸國のためには疑惑を抱かれることを慮つて、不干渉主義を採用した。ルイ・フィリップのかゝる妥協的平和政策は共和主義者のみならず、民主黨の自由派にも大なる不滿を抱かしめた。殊に一八三一年二月三日新獨立國ベルギーの國會がルイ・フィリップの王子ヌムール侯 *le duc de Nemours* を國王に選舉したにも拘らず、ルイ・フィリップはこれを拒絶したので、不滿は益々増大した。然しルイ・フィリップのかゝる態度を結果から見れば、フランスと他國との戦争を回避したこととなり、フランスのために益するところが大であつたと云ひ得るのである。

この二つの問題に對する國王並に政府の妥協的態度に憤慨した巴里の民衆は、一九三〇年十月十八日朝大擧して王宮に押し寄せ、將に王宮に闖入せんとし、國王の身邊は一時危險に瀕したが、國民衛兵の警護によつて難を免れた。

ブローイ侯の聯立内閣は不統一を暴露して瓦解し、一八三〇年十一月二日自由黨 *Mouvement* のラフイットによつて新内閣が組織された。ブローイ内閣の瓦解の直接原因は巴里市民の暴動に對する彈壓の責を負ふて、保守黨 *Resistance* のブローイとギゾーが辭職したためと云はれてゐるが、(註九)それ以外にセーヌ縣知事オデロン・バロー *Odilon Barrot* が非常に過激な宣言書を發して政府の攻撃を行つたことに

起因した。彼の攻撃目標は保守黨の政策であつて、殊に十月十八日の彈壓に對しては痛烈な非難を加へた。それは一面に於て國王ルイ・フィリップに對する攻撃でもあつたので、國王はバローの免職を閣議に諮つた。然るにラファイエットとデュボンとは最も熱烈に反對し、ラフィットも亦バローを辯護した。そこで國王の信任篤きセバスタニアニ將軍は調停に立ち、内閣の内訌を防止するためセーヌ縣知事を自發的に辭職せしめやうと企てた。^(註十) 保守黨の諸大臣即ちカジミール・ペリエ、ギゾー、モレ、ブローイ、デュバン、ビニヨン等は調停に甘んぜずして終に辭表を提出した。國王は元の四大臣の裁判の成行を案じ、且つ、聯立内閣をそのまゝ、持續せしめやうと欲して、保守黨大臣をして翻意せしめやうと百方努力したが失敗に終つた。かくて彼は同一の政治的傾向の内閣以外には方法なきことを悟つて、自由黨のラフィットをして組閣せしむることとした。^(註十一)

新内閣は前内閣よりも調和がとれ、七月革命の趣旨に添ふものであつたが、而も種々雜多の困難と戦はなければならなかつた。前述の如く巴里の暴民の騷擾の結果、ブローイ侯内閣は瓦解したのであつたが、シャルル十世の四大臣の判決が下されたのはラフィット内閣が成立してから後のことであつた。ラフィットはその自由思想に虜はれ過ぎて、兎角革命騒ぎを惹き起さうとする不穩分子に對して斷乎たる處置を採ることが出来なかつた。それには他に理由がなくもなかつた。當時代議院では保守黨が過半数を占めて居て、事毎にラフィットに反對したため、勢ひラフィットの率ゆる自由黨は共和黨と接近しな

ければならなかつた。而も共和黨は漸次革命意識を恢復し、保守黨と對抗するため露骨に民衆を煽動するやうになつて來た。そのため民衆に人望のあつたラファイエツト將軍が遂ひに國王のために國民衛兵司令官を辭職せしめられるに立ち至つた。ルイ・フィリップは自由黨内閣が無節制に流れることを防ぐため、彼の信任篤きモンタリヴェを内相に任じて牽制したが、彼は新内閣に對して七月革命によつて與へられた民主主義に關する約束を或る程度に於て實行することを許した。その結果この内閣の下に三つの重要な法律が制定せられて、憲法の完成を助けた。三つの法律とは市町村制、選舉法、國民衛兵編成法である。此等の法律に就いては既に本文の頭初に記したる故こゝでは再述を差控える。(註十二)

この頃 *Carlites* と呼ばれたシャルル十世黨が漸次擡頭して來た。一八三一年二月十四日この日はペリー侯 *le duc de Berry* が暗殺された紀念日に相當するので、シャルル十世黨はその追悼會をサン・ゼルマン・ロクセル *Saint-Germain-l'Auxerrois* に於て營むこととし、且つ、シャルル十世のために戰つて負傷した兵士の義捐金を募集することとした。儀式が終るか終らぬに、一團の群集が押し寄せ、その大部分はブルジョア^アであつた。彼等は國民衛兵の監視裡に教會を掠奪し、更に大司教の邸宅をも襲撃した。この事件はブルボン王家及びそれと密接な關係を有した教會に對するブルジョア^アの反感を發露したもので、此種の騷擾は巴里のみならず、リル、ペルピニヤン、ニーム、デイジョン等に於ても起つた。茲に於て事件は議會に反響を及ぼし、保守黨のギゾーは政府が暴徒を默認したとて攻撃

したが次官のティエール Thiers は國民衛兵が決して群衆に加擔しなかつたことを力説した。他方、内相モンタリヴェは二月十六日の騷擾が止むを得ざるものであつたことを聲明したが、保守黨を鎮撫するため、責任者たるセーヌ縣知事オディロン・パローと警察長官ボード・Dande を免職した。斯くて自由黨は徐々に勢力を失墜して行つた。

七月革命以來騷擾は一種の風土病の如き觀を呈し、殊にサン・セルマン・ロークセルロアの事件以後、巴里にはこの種の騷擾は絶えなかつた。些細な理由からでも、組織的な暴動が此處彼處に起つた。一八三一年三月二日には「自由の樹」を植えることを主張する労働者の一群が王宮に押し寄せ、同月九日には波蘭問題に憤激せる一群はロシヤ大使館の硝子を破壊し、同月十日と十二日にはロシヤとの開戦を要求して暴動が起つた。かゝる状態に在つては産業も商業も常態を持續する理には行かなかつた。従つて政府も甚しき財政難に陥り、止むなく飲料に課税したが、間に合はず、豫算は四千萬フランの赤字を出した。而も政府は七月革命の負傷者や、復古時代の政治犯人が競ふてする地位や年金に對する要求を敢て拒絶することが出来なかつた。衰微せる商工業を援助するために可決された三千萬フランの公債は何等役立たなかつた。商工業が萎微したため、労働階級も亦生活を脅かされるやうになり、終に十五万の労働者が職を求めて巴里を去るに至つたと云はれてゐる。(註十三)

かくの如き状態に立ち至つては政府は最早中産階級の信頼を繁ぐことが不可能となり、中産階級は強

力なる内閣の出現を希望するやうになつた。同時に議會の大多數もこの機會に乗じて内閣を倒さうと種々策動した。これに對して大藏次官ティエールは、サルヴェルト *Salverto*、モーギャン *Mauguin*、バロー等、左翼の最も有力なる人物と策謀して内閣を改造し、ラフィットを首班とする左翼のみの内閣を造り上げやうと努力した。^(註十四)然るに三月八日に至つて文相メリルーが辭職し、引續いて大藏次官ティエールも辭職した。メリルーの辭職に就いてはその理由が明かでないが、ティエールの辭職は一層自由なる立場に立つて内閣改造運動を達成せんとするためであつたらしいと云はれ、^(註十五)また内相モンタリヴェがラフィット内閣の瓦解を策し、ティエールをしてラフィットに辭職を勸告せしめたが、ラフィットが肯じなかつたためとも想像される。ティエールの辭職後問もなく、自由黨の穩和派に屬する閣員はティエールの純左翼内閣を造らんとする改造運動を理由として内閣を去つて仕舞つた。かくてラフィットは議會の反對、暴動鎮壓の失敗、財政難に加ふるに外交の難局に遭遇して、遂ひに精力を全く消耗して仕舞つた。扱てこの處で、當時の外交事情に就いて簡単に述べて置く必要がある。ルイ・フィリップがベルギーの獨立運動に際して、これを援助せんとする國內の共和主義者並に自由主義者の意志に反對すると共に、對外的には自己の平和主義外交政策を列強の諸君主に了解せしめやうと努めたことに就いては既に述べた。彼は自己の平和的意志を充分傳達せしむるためには、駐外使臣の選擇に慎重なる注意を拂つた。而も此等の使臣が赴任する以前に、彼は直接書簡を書き送るか或は巴里駐在の外國使臣を通じて自己の意

志を傳達した。若しベルギー問題に關して自由主義共和主義者の活動が起らず、また列強の諸君主が彼等の策動を抑壓すること以上に平和的保證を要求しなかつたならば、ルイ・フィリップの、努力は好結果を齎らしたに違ひない。然るに露帝は九月十九日に至るまでルイ・フィリップの書簡に應へず、さてその返事は非常に冷淡なものであつた。その上露帝は一八三一年一月八日まではルイ・フィリップの王位を完全に承認しなかつた。

他方イギリスはルイ・フィリップに對して好意を示してゐた。其處で、ルイ・フィリップはウキーン會議の立役者で百戰練磨の老外交家タレーランを煩はしてイギリスとの折衝に當らしむることとした。タレーランはトーリー党内閣のウェリントンとアバーデーンとに對して密接なる了解を遂げることに成功した。

他方ギリシャの蜂起によつて助長されたロシアの東歐政策はイギリスに不安を抱かしめた。若しロシアがバルカン半島に進出し、且つトルコを分割せんがために、ヨーロッパ大陸に於ける紛争を希望したとすれば、イギリスはそれと反對の理由からヨーロッパ平和を維持しなければならぬ立場にあつた。而して豫想されるヨーロッパの紛争中、フランスのベルギー侵入が最も可能性を持つて居り、イギリス政府はそれを極力防止せねばならなかつた。而もフランスはイギリスと同じ程度に於て、平和を維持しなければならぬ地位に在つた。何故なれば、オーストリアはロシア、プロシヤを誘つて對佛同盟を結成

せんとし、更にフランスの對外的自由主義宣傳を利用して自己の勢力の伸張を計らうとしてゐたからであつた。かゝる故にイギリスの内閣とフランスの國王とが、ロシアの政策とフランス共和主義者の宣傳とに對抗して、提携するに至つたのは充分なる理由があつたのである。かくてタレーランはベルギー問題をロンドンに於て解決することを承認した。元來ベルギーは一八一五年オランダ領殖民地をイギリスに讓渡する代償としてオランダに併合されたものであつたので、イギリスとしてはオランダに對して責任があつた理である。さういふ事情を了解してゐるタレーランはロンドンに於て不干涉主義の確認を主張することを差控えた。彼のかゝる思慮深い態度は一八三〇年十月十五日アバーディーン卿との間に密約を成立せしめた。この條約はベルギー人とオランダ王との確執に對して武力干涉を認容せざること及び平和的性質に非らざる仲裁を兩者の間に試みざることを約束した。次いで十月二十日にはウエリントン卿の勸説により、プロシヤとオーストリアがこの協定に同意した。かくて、フランスを孤立に陥れやうとしたロシアは却つて己が孤立に陥り、野心を抑制しなければならなくなつた。一八三〇年十一月四日ギリシヤ問題を解決するためにロンドンに開かれた會議はベルギー問題を取扱ふべき委員會を任命した。この委員會の設置はタレーランの働きに負ふものであつて、一八三〇年十二月二十日に可決された。委員會の決定はベルギーの獨立を承認すること、ベルギー人は領土を獲保するため或はその他のこと、フランスの援助を求めざること等であつた。この英佛協定によつて、オルレアン王家は對外的には安泰

となつたやうに見えた。

然るに今度はポーランドに於て叛亂が起つた。(一八三〇年十二月一—十五日)巴里の共和黨はルイ・フィリップとタレーランの所作たる英佛協約に不満を抱いてゐたこととて、ポーランドの叛亂を援助せんことを主張して再び騷擾を惹起した。加之、イタリーに於てもフランスの後援を恃んで密かに叛亂が畫策されつゝあつた。かくて一八三一年一月初めにはフランス民衆の感情を興奮せしめたる外部からの刺戟のために七月革命を將に繰り返さんとする形勢にあつた。ラフィット内閣は最早民心を捕えたる共和主義者の熱情に抗することが出来なかつた。一八三一年一月五日には彼等はベルギー侵入を夢み、タレーラン自身もベルギーの分割に就いて考へた位であつた。巴里にはベルギーとポーランドを援護するための暴動が絶えず起つた。

この時に當つてルイ・フィリップはロンドン會議に於てバーマストン卿のなしたる提議を承諾した。(一八三二年一月二十日)この提議はベルギーに對するフランスの干渉を避けるためと、ベルギーに種々の條件を課する目的を以つて、ベルギーを中立國となさんとするものであつた。次いで彼はベルギー國民議會が彼の王子ヌムール侯を國王に迎へやうとしたのに對して、斷然それを拒絶して、彼の態度を明かにした。同時に彼は露帝の下にモルトマル侯 *Le Duc de Mortemart* を派遣して、ポーランドの叛亂に對する態度を明示した。更に同年二月ポログナとモデナに革命が起つた時、彼は卒先して中立を宣言

した。かくの如くルイ・フィリップの外交政策は完全に平和主義であつて、それがため國內に於て屢々暴動を惹き起すこととはなつたが、大局から見れば、彼の平和主義外交はフランスの爲めに最も大なる利益を齎らしたものと云はなければならぬ。若しルイ・フィリップにして、自由黨並に共和黨に引きづられて、宣傳政策及び侵略政策を採用したならば、フランスは再び孤立に陥らなければならなかつたのである。

一八三一年三月十一日國王ルイ・フィリップは當時下院議長であつたカジミル・ペリエ Casimir Périer を呼んで組閣を命じた。三月十三日に成立した新内閣の顔振は内閣議長兼内務大臣カジミル・ペリエ、大藏大臣ルイ・Louis 男爵、文部大臣モンタリヴェ伯爵、司法大臣兼參事院議長バルト Barthe、海軍大臣リニー Rigny 海軍中將、商務大臣兼土木大臣アルグー Argout 伯爵であつて、この外、陸相スールト元帥、外相セバスチアニは従前のまゝであつた。

ペリエ内閣成立當時の状態に就いて、當時或る雑誌が「秩序が現在のフランスに取つて緊要事である。信用は動搖し、商業は死滅しつゝある。秩序のみが吾人に安全を恢復し得る」と誌した如く、新内閣は先づ第一に國內の秩序を維持する必要に迫られてゐた。若しブルジョアリーの指導者等がペリエを通じて斷行した如き政綱を七月革命直後に巴里人に強制したならば、王制は固より、切角議會が獲得した

權力をも喪失したに違ひない。然るに革命後約六ヶ月間國王が自由派に政權を委ねたことは寔に機宜に適した處置であつた。ラフィット内閣は、不滿の爆發を防止する鎮靜劑として、彼の王位の繼續を助くるに役立つたに過ぎない。後にルイ・ブランが、ルイ・フィリップのこの策略に共和派が乗せしめられたことを後悔したのも彼としては當然のことである。

カジミル・ペリエは議會の過半數を擁する保守黨の後援を有したのであるから、その勢力は非常に鞏固であつて、若し必要とあらば國王に反抗するだけの實力をも有した。かくて彼は組閣後一ヶ月を出ずして、共和黨に對する攻撃を開始した。當時共和黨の弱點は全黨が主義を基礎とせずして、往時の回顧を基礎としてゐたことであつた。また黨内に相容れないグループが分立してゐたことも共和黨の勢力を微弱ならしむるものであつた。即ち、サン・シモンの社會主義を奉する一派、大革命の記憶に訴へて結束を固めんとする一派、ロベスピエールの人權の宣言を以つて政綱となし、殆ど信條とまでなした一派、バブーフの流れを汲んで、中産階級と富者に對する社會革命を唱道する一派等があつた。このうち、大革命の記憶を辿り、國民協議會が普通選舉と旺盛なる外國宣傳時代に遣したる業績を踏襲せんとする第二のグループが最も多數を占め、その中には恐嚇政治を以つて共和政府を冒瀆するものと非難するものもあつたが、大多數はかゝる意見を無視した。それ故共和黨の政綱は將來に對する希望を喚起するよりも寧ろ曾つてフランスが結束せるヨーヨッパを敵として無力な抗爭をなしたる悲惨なる時代の記憶を喚

起するに過ぎなかつた。^(註十七)かくの如き状態に在つた共和黨に對して彈壓を加へることはカジミル・ペリエ(註十八)に取りて容易の業であつた。

同時にカジミル・ペリエは王黨に對して適切有效なる處置を採つた。當時チャールス十世黨は、王制によつて秩序と安寧を保たんとすることを以つてその主義となす單なる保守黨ではなくて、シヤトープリヤンやガゼット・ド・フランスの記者ジェヌード Genoude の如く、彼等の主義とは全く相反するが如き手段によつてすら、舊制度を復活しやうとした。彼等は一八三〇年十月以降、出版、結社の自由、市長の自由なる選舉、普通選舉等を要求して、共和主義の主張を凌駕する有様であつた。而も王黨の叛亂は共和主義者の叛亂と齊しく危険なるものと一般に見做されるやうになつた。一八三一年五月三日カジミル・ペリエが新舊王制の孰れを選ぶかを選舉民に問ふたとき、その前月の新選舉法によつて擴大された許りの選舉人團體は斷然新王制——七月王制——を支持した。

一八三一年四月八日カジミル・ペリエ内閣の下に新選舉法が議會を通過した。カジミル・ペリエは二回も議長に選ばれ、彼の黨は議會に於て過半数を擁してゐたにも拘らず、彼はこの頃、これに充分なる信頼を繋ぐことが出来なかつた。彼は沈滞せる議會の空氣を一新する必要を感じ、新選舉法によつて、彼が組閣勿々贏ち得た政治的勝利を確保するに必要な、保守思想を充分會得してゐる選舉人によつて、清新なる議員が選出されることを期待したのであつた。そこで政府は四月六日選舉法案を議會に提案し

た。この法律案は選舉權の擴張を計るものであつたが、議會内の保守派は在來の有權者の納稅資格を半減して七百五十乃至八百フランとなすことを主張した。然し議論の沸騰した後、愈々成立した法律は政府の希望した如く、選舉人の納稅資格を二百フランに、被選舉資格を五百フランに低下するものであつた。^(註十九) この新選舉法によつてプールジョアジールは一層大なる勢力を把握し、内閣を通してその勢力を利用するやうになつた。而して内閣は國王の任命したるものではあつたが、一切の事柄に關しては議會に對して責任を負ひ、國王に對しては反抗し得るも、議會に對しては反抗し得ざるものとなつて、議會の中心勢力たるプールジョアジールの代行者となつて仕舞つた。それ故カジミル・ペリエ内閣の政策はプールジョアジールの政策と完全に一致するものであつた。かくてカジミル・ペリエは左右兩黨に對する高壓政策によつて、組閣後六ヶ月にして議會に於ける自己の權力と國家並に國王に對する議會及びプールジョアジールの權力を確立することが出來た。

カジミル・ペリエは革命の不安と産業界の新なる状態によつて招來された經濟的危機を防止するため全力を盡したが、如何とも爲し得なかつた。リヨンに於ては外國との競争と營業不振のため絹布工場主は職工の賃銀を極度に値下げすることにした。或る種の職工は一日十五時間乃至十六時間の勞働に對して僅か十八スウしか支拂はれないことになつた。職工側から調訂を依頼された縣知事ブウグイエ・デューモラール Bouvier-Dumolard は兩者の會議を開いて、和解を計り、職工の最低賃銀を規定することに成功

した。然るに工場主の多數はこの最低賃銀を承認することを拒否したので、十一月二十一日勞働者は「働いて生きんか戦つて死なん」といふ有名な句を誌した黒旗を掲げて街頭デモを敢行し、軍隊との間に衝突が起つた。然るに國民衛兵はこの騷擾に干渉することを拒否し、激戦二日の後、約三千人の兵士はリヨン市から撤退し、暴徒も亦自ら武装を解いたので、騷擾は一先づ解決し、縣知事は勞資間の調停に奔走した。そのため彼は遂に免職された。十二月三日オルレヤン侯とスウルト元帥の率ゆる三萬六千の軍隊が入城し、知事が努力して得た最低賃銀率を廢止すると共に、國民衛兵の解散を命じた。然し政府はそれ以上暴動に對して何等の追及をしなかつたので、この問題は政治問題と化さずに終つた。

一方巴里に於ては、王黨の陰謀が二三發覺したが其等は悉く未然に處理され、大體に於て街上の秩序は確立された。^(註三七)然るに茲に政府に取つて最も手強い敵があつた。それは、カリカチュール、トリビュン、グローブ、ネメジ、ナシヨナル等の新聞紙であつて、此等の諸新聞は筆を揃へて國王とペリエとを攻撃した。政府はこれに對して發行停止、逮捕、起訴等の手段を以つて對抗したが何等功を奏しなかつた。議會に於ては政府の新聞彈壓政策に對する反對黨の攻撃が盛んになり、ペリエは絶えずこれと戦ひ續けねばならなかつた。

この頃巴里の貧民街にコレラが発生し、猛烈な勢を以つて蔓延した。而して首相カジミル・ペリエも亦これに感染し、五週間患つた後、遂に五月十六日死亡した。これより先き、四月二十八日の夜即ち彼

が病臥中、ペリー侯夫人とその一黨が蒸氣船カルロ・アルベルト號からマルセーユに上陸した。彼女は兼ねてよりその息ボルドー侯を正統の王位繼承者となし、エルバ島の王黨員を歸還せしめ、彼等を率ひて巴里に騎馬行進を行ひ、道々同志を叫合しやうと考へてゐた。彼女はこの計畫に成功して、正統の王位を復活することが出来れば、新に憲法を制定してシャルル十世の失敗を再び繰返さない決心であつた。然し彼女は不幸にもマルセーユに於ける第一次計畫に失敗したが、それに屈せず、今尙王黨の勢力が強いと彼女の信じたるラヴァンデー地方に赴き、同地方に於て旗擧げすることにした。彼女はブラサック城に據り、五月二十四日に擧兵することとして、同志を糾合したが、集まる者は僅かに數百人に過ぎなかつたので、シエーンとペニシエールに於ける二度の會戰に脆くも敗北し、彼女は身を以つてナントに逃れ、五ヶ月間身を隠してゐたが發覺された。政府は彼女を國外に追放することもせず、左りとて裁判に付することもせず、單にプライイーの要塞に監禁して置くに過ぎなかつた。

かくの如くペリー侯夫人の叛亂は果無き一場の悲劇として結末を告げたのであるが、次に巴里に於て起りたる共和主義者の叛亂は斯く簡單なるものではなかつた。

扱てカジミル・ペリエ内閣は多事なる一年一ヶ月の間、内に對してはブルジョアジーの物質的・精神的勢力を速かに擴大強化し、議會中心主義を確立して、議會の權力を王權の上に置き、専ら國內の秩序の維持に努めると共に、外に對しては平和主義を基調として、無益なる戰爭を回避することに努めた。彼

の平和外交政策は極右派と共和派とによつて、フランスの名譽と利益を抛棄するものであると攻撃されたが、當時の國際情勢よりして、それはフランスに取りて最も安全なるものであつたと云ふことが出来る。

(註一) 四翰林院會員並に陸海軍の退職高官に對しては納税額を百フラン迄低下した。

(註二) Jacques Bainville : Histoire de France, p. 456.

(註三) Ibid, p. 457.

(註四) George Weill : Histoire du Parti Républicain en France (1814—1870), p. 53.

(註五) Ibid, p. 54.

(註六) フロイール派もラフィット一派も共にオルレアニトであつたが、後に意見を異にして *résistance* と *mouvement* の二派に分れた。

(註七) Jacques Bainville : Histoire de France, p. 457—458.

(註八) 自由派即ち *Mouvement* はルイ・フィリップが即位すると同時に革命が終結したとは考へず、國內に於ては多くの民主主義的改革を漸進的に實行しやうと欲し、對外的にはベルギー、ポーランド、イタリー等の壓制に反抗する國民を援助しやうと欲した。かくして彼等は一七八九年の大革命によつて占めたる自由主義の指導者たる位置を占めやうとすることにあつた。この派の首領はラフィット、オディロン・バロー、デュボン・ドールであつた。保守派即ち *résistance* は、一八三〇年の革命は八月九日を以つて終りを告げたと考へ、革命は既存の制度を保存することであつて、それを民主主義的方向に擴張することを意味するものでないとし、フランスは速かに常態に復し、人心を動搖せしめ業務を妨げたる革命の熱狂を鎮靜に歸すべきであると考へた。この派の首領はカシミール・ペリエ、ギゾー、フロイール侯等であつた。Hazen : Europe since 1815. vol. I, p.

(註九) Cambridge Modern History, vol x, p. 480.

(註十) Le vicomte de Beaumont-Vassy : Histoire de mon temps. Tome 1^e, p. 154—157.

(註十一) ラフィット内閣の顔振は次の如きものである。内閣議長兼大蔵大臣ラフィット。陸軍大臣ジェラル元帥。外務大臣メイソン元帥。内務大臣モンタリヴェ。司法大臣デュボン・ド・ルール。海軍大臣セバスタニアニ將軍。文部大臣メリュー。其後十一月十七日に至り一部改造され、スールト元帥が陸相に、セバスタニアニ將軍が外相に、アルグー伯爵が海相に就任した。

(註十二) E. Lavisse & A. Rambaud : Histoire générale. Tome X. D. 377—378.

(註十三) Hazen : Europe since 1815. vol 1, p. 114.

(註十四) Beaumont-Vassy : Histoire de mon temps. Tome I, p. 306.

(註十五) Ibid. P. 308.

(註十六) Emile Bougeois : Modern France. vol 1, pp. 138.

(註十七) Cambridge Modern History. vol X, pp. 485.

(註十八) カジミール・ペリエは就任早々部下の縣知事に訓令して共和主義者の運動を徹底的に取締ることを命じた。彼は共和主義者の陰謀を取締ると共に、共和派の新聞雑誌や民主主義者の團體に對しても亦嚴重なる壓迫を加へた。その結果徐々に王政に對する叛亂や陰謀が掃蕩せられた。

(註十九) Le vicomte de Beaumont-Vassy : Histoire de mon Temps. tome 1^e, p. 313—319.

(註二十) 一八三二年一月四日王黨の一部はノートルダム寺院の鐘樓に侵入して警鐘を亂打して、巴里市民を蜂起せしめ、正統ブルボン王家の復活を計つた。更にまたボンヌレ Poncelet といふ靴屋は二月一日の夜から二日にかけてチェイレリー宮の舞踏會の最中に國王とその家族を襲撃しやうとして二三千人の市民を勧誘したがこれも亦不成功に終つた。

七月王制成立當初の政情 (恒松)

(六三)

四一